

平成 23 年 10 月 24 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 バ ル ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 高 島 郁 夫
(コード番号 : 2738 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 社 長 室 長 佐 野 一 幸
T E L 0 3 - 6 4 1 9 - 3 1 1 1

臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集のための
基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 23 年 12 月開催予定の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といい、本臨時株主総会と本種類株主総会を併せて「本株主総会」と総称します。）招集のための基準日設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本株主総会に係る基準日等について

当社は、本株主総会において権利を行使することができる株主を確定するため、平成 23 年 11 月 9 日（水）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、本株主総会において議決権を行使することができる株主とすることを決議し、次のとおり当該基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 平成 23 年 11 月 9 日（水）
- (2) 公告日 平成 23 年 10 月 25 日（火）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<http://www.bals.co.jp/>

2. 本株主総会の日程及び付議議案等について

平成 23 年 9 月 2 日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、当社は、本公開買付けが成立した場合、本臨時株主総会において、①当社を会社法の規定する種類株式発行会社に変更することを内容とする定款の一部変更を行うこと、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付すことを内容とする定款の一部変更を行うこと、及び③当社の当該全部取得条項が付された当社普通株式の全て（但し、当社が保有する自己名義株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに別個の種類の本社株式を交付すること等の議案を付議する予定です。

本臨時株主総会において上記①の議案に対するご承認をいただき、上記①に係る定款の一部変更

の効力が発生しますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本臨時株主総会の上記②の議案に係る決議に加えて、本種類株主総会の決議が必要となります。そのため、当社は、本臨時株主総会のほか、本種類株主総会において議決権を行使することができる株主を定めるための基準日も設定しております。

なお、本株主総会の開催日及び開催場所、並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以上